

みやぎ環境税の今後の在り方に関する提出意見及び県の考え方

No	御意見等の内容	県の考え方
活用事業について		
1	みやぎ環境税活用事業は「宮城の豊かな環境を守り、次世代に引き継いでいく」という目的の下、県事業として4つの視点、各市町村への支援と区分され、事業が実施されている。各事業は点で行われていることから、線をつなぎ、各市町村が連携するプロジェクトがあると県民全体が盛り上がるのではと思う。具体的には、江戸時代に整備された奥州街道沿いに、標識の設置、清掃活動の実施、休憩所の整備、里山整備、歴史遺物の保護、伝承・伝説の保存、地元生産品の宣伝などを実施してはどうか。	これまでみやぎ環境税を活用した事業は、県では主に市町村域をまたがる広域的な事業に、市町村では地域の実情に応じた課題解決に向けた事業にそれぞれ取り組んでまいりました。御提案いただいた各市町村が連携した取組については、県と市町村との役割分担や市町村の事業ニーズを踏まえた上で、今後の施策展開の参考とさせていただきます。 なお、みやぎ環境税は、主に温室効果ガスの排出抑制並びに吸収作用の保全及び強化に資する取組に活用することとしていますので、御理解願います。
2	幅員の広い作業道を開設してからの皆伐と一斉に行う再造林こそが林地を荒し、豪雨に堪えない土壌に変化させる。適齢期に達したからという理由で皆伐しても本来の価値あるものには育っていないはずであり、間伐が放棄されてきた結果であることから、皆伐ではなく多間伐、択伐の施業をするべきである。高性能な大型林業機械の導入に資金をつぎ込むことよりも、長期持続型で行える自伐型林業への転換に期待する。	県内人工林は本格的な利用期を迎える一方で、伐採後の再造林が進まず、適切に更新することが課題になっています。 一貫作業システムは、伐採から植栽を連携して同時に実行し、作業の効率化とコストの低減を図ることにより、再造林を促進して持続可能な林業を目指しているものです。 また、実施に当たっては、森林の持つ土砂流出防止等の公益的機能の低下を避けるため、平成28年度に「宮城県環境配慮型皆伐施業ガイドライン」を作成し、皆伐面積を5ha以下に抑えるなど環境に配慮した皆伐施業の普及を図ってまいりました。 今後も、地域の実情に応じ環境と調和した適切な施業が行われるよう関係機関を指導してまいります。
3	みやぎ環境税の活用事業として、地中熱利用に焦点を当てるべきだと思う。テレワークなどの影響で家庭の電力使用量が増えていることから、地中熱利用を促進することで、電力使用量を削減できる。	県では、地中熱利用を促進するため、県内の事業所や住宅で地中熱利用設備を整備する際、経費の一部を支援しています(事業によっては他の再生可能エネルギー設備より補助率等を優遇しています)。また、利府町ではみやぎ環境交付金を活用して新たな文化複合施設に地中熱利用設備を設置するなど、これまでみやぎ環境税を活用し、地中熱の利用に向けた各種取組を推進してまいりました。県としては、再生可能エネルギーの地産地消を推進する観点から、地中熱をはじめとした熱の利活用を推進していくこととしています。
4	令和元年県民意識調査の公表結果(河北新報令和2年4月21日)では、震災復興計画に掲げる24施策の内、不満を感じる施策は、沿岸・内陸部とも「海岸、河川などの保全(29.5%)」が最多。次に多かったのが、「持続可能な社会と環境保全の実現(21.8%)」だったことから、「自然環境の保全・再生」の施策を今後どのように展開されるか。	ラムサール条約湿地の環境保全、在来生物の保護、県民参加の自然環境保全及び貴重な干潟環境の保護対策の推進などを通じて、「自然環境の保全・再生」を図ってまいりました。引き続き、宮城の豊かな環境が次世代に継承できるよう取組を進めてまいります。 なお、令和元年県民意識調査における「持続可能な社会と環境保全の実現」に関する満足度は、「満足」「やや満足」を合わせた『満足群』が43.0%、「やや不満」「不満」を合わせた『不満群』が21.8%でという結果でした。
5	丸森町を含め、治水に関わる森林機能は既に限界値に迫る高いレベルにあるといわれていることから、「森林の多面的機能の維持・強化」の施策を今後どのように展開されるか。	地域における森林管理活動や森林の造成への支援などを通じて、「森林の多面的機能の維持・強化」を図ってまいりました。引き続き、森林の保全・機能強化を推進する等により、宮城の豊かな環境が次世代に継承できるよう取組を進めてまいります。

No	御意見等の内容	県の考え方
6	<p>脱炭素社会の推進、森林保全機能強化など、国の事業とほぼ同一の事業に多くの予算が配分されているほか、環境配慮型住宅補助や公用車へのEV・PHV・FCVの導入等は、特定の個人に優遇される措置であり、広いステークホルダーが発生する環境問題に対し、恩恵を感じにくい。</p> <p>よって、事業採択の時点及び評価の際に、SDGsを意識づけるようなシステムにして欲しい。</p>	<p>みやぎ環境税の活用事業は、その目的から、温室効果ガスの排出の抑制に関するものと、吸収作用の保全及び強化に関するものを中心となっており、これら各種環境施策の便益は、最終的には、温室効果ガスの削減という形で、県民や事業者の皆様が幅広く享受しうるものであるものと考えています。</p> <p>また、税活用事業の方向性を定めている「新みやぎグリーン戦略プラン」の見直しに当たりましては、事業を取り組むことによって達成が見込まれるSDGsのゴールを視点ごとに設定することにより、SDGsの考え方を取り入れることとします。</p>
7	<p>みやぎ環境税活用事業の4つの視点のうち、視点1と2で宮城県の独自性を発揮させることは難しいと考えられることから、視点3と4で、独自モデル事業を県が実施し、地域及び県域全体の活動をリードしていくべきではないか。</p>	<p>いずれの視点においても、宮城の豊かな環境を適切に保全し、次の世代へ引き継いでいくため、地域特性を踏まえながら、地球温暖化や森林の保全・機能強化といった喫緊の環境課題へ対応する施策を実施してきたところであり、頂いた御意見につきましては、今後の施策展開の参考とさせていただきます。</p>
8	<p>「県実施事業」「市町村支援事業」の他に、「環境NPO支援事業」を設け、環境NPOの取組を支援してはどうか。</p>	<p>これまでみやぎ環境税を活用し、個別の事業ごとにNPOなどと協働した取組を進めてきたところであり、頂いた御意見につきましては、今後の施策展開の参考とさせていただきます。</p>
9	<p>みやぎ環境税の活用事業は市町村や事業者に対する事業がほとんどで、個人や団体の活動に対する支援策がほとんどない。数値的効果が出やすい事業に特化しているのだと推測するが、継続することで意識を変えていくような活動にももう少し支出するべきと考える。</p>	<p>これまでみやぎ環境税を活用し、個別の事業ごとにNPOなどと協働した取組も進めてきたところであり、頂いた御意見につきましては、今後の施策展開の参考とさせていただきます。</p>
10	<p>気候変動対策に力を入れるため、宮城県気候変動適応センターや宮城県地球温暖化防止活動推進センターの運営に対して資金を拠出するべきと考える。</p>	<p>新たな環境課題として気候変動影響への適応に関する取組が必要となっていることから、税活用事業の方向性を定めている「新みやぎグリーン戦略プラン」を見直し、気候変動影響への適応に関する取組も新たに実施してまいりますが、頂いた御意見につきましては、今後の施策展開の参考とさせていただきます。</p>
11	<p>燃料電池自動車の価格や水素ステーションの設置箇所数を考えると、燃料電池自動車が普及する可能性は非常に低いと思う。公共交通機関(バス)に燃料電池車を導入する事業など具体策を含め、使い方を慎重に検討すべきと考える。NPOなどにこれらを活用する環境事業(環境教育やイベントなど)を委託するなど、意識啓発や人材育成に関わる予算にも広げるべきと考える。</p>	<p>これまでみやぎ環境税を活用し、燃料電池自動車の導入支援や水素エネルギーの普及啓発などにより、温室効果ガスの排出の抑制につながる次世代エネルギーの普及促進を図ってきたところであり、頂いた御意見につきましては、今後の施策展開の参考とさせていただきます。</p>
12	<p>森林の保全・機能強化の事業の中に住宅用薪・ペレットストーブへの導入補助といった県民が直接利用できる森林活用の施策がない。温室効果ガス排出の中で暖房が占める割合は高く、県民が直接森林資源を活用できるような施策は有効であり取り入れるべきと考える。</p>	<p>これまでみやぎ環境税を活用し、木質バイオマスに関する産学官連携会議を立ち上げるなど、木質バイオマスの利活用促進に向けた取組を実施してきたところであり、頂いた御意見につきましては、今後の施策展開の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、薪・ペレットストーブへの導入補助といった施策については、森林環境譲与税を活用し、実施している事例があります。</p>
13	<p>里山や森林などの緑の保全・活用が中心となっているが、沿岸域の藻場作り・再生・保全も重要である。森林や藻場などを資源として活用し、結果として適切な管理を担っている地域の生業が持続的に成り立つことが前提であり、地域の生業が、多くの県民に支援してもらえるような事業が求められる。</p>	<p>地域における経済・社会の持続的発展と環境保全の両立は重要な課題であると認識しており、頂いた御意見につきましては、今後の施策展開の参考とさせていただきます。</p>

No	御意見等の内容	県の考え方
14	「残したい日本の音風景100選」に選ばれたことがある北上川河口域のヨシ原は、国内でも汽水性の湿地として、希少種(ヒヌマイトンボなど)などその貴重な資源があることで広く知られている。ヨシのバイオマス資源の活用やエコツーリズムも含めて事業化を求める。	これまでみやぎ環境税を活用し、ラムサール条約湿地の環境保全や貴重な干潟環境の保護対策等を推進し、自然環境の保全・再生と次世代への継承を進めてきたところであり、いただいた御意見につきましては、今後の施策展開の参考とさせていただきます。
15	伊豆沼・内沼よみがえれ在来生物プロジェクト事業に関して、伊豆沼や内沼の在来生物の復活には、水質汚濁源にもなる水生植物や底泥を適切に管理するための新たな事業の創出も必要であり、その企画・調査、事業化の試行などを求める。例えば、外来種の駆除だけではなく、そのバイオマスの有効利用なども検討すべきである。	これまでみやぎ環境税を活用し、伊豆沼や内沼において外来種の駆除やハスの刈払い等を実施し、生物多様性・自然環境の保全を図ってきたところであり、頂いた御意見につきましては、今後の施策展開の参考とさせていただきます。
16	児童・生徒のための環境教育推進事業に関して、環境出前講座の実施だけでは不十分であり、NPO等に委託し、単発の講座ではなく複数回で完結する環境教育プログラムの作成と学校への紹介・普及を長期的に行っていく事業を実施したほうがより効果的と考える。さらに、講師として派遣できる人材育成も重要で、そのためのセミナー・実技講習などの事業開催をNPO等に委託することが求められる。	これまでみやぎ環境税を活用し、児童・生徒に対する環境教育を入り口とした環境配慮行動の普及促進を図ってきたところであり、頂いた御意見につきましては、今後の施策展開の参考とさせていただきます。
17	環境教育をサポートしてくれる外部人材との接点不足、小学校周辺における体験学習実施時に安全に移動できる手段の不足(バスなどのチャーター代など)の課題があることから、外部人材のコーディネーター(派遣調整など)の事業化や、各校にバスチャーターの大幅な予算化を求める。	これまでみやぎ環境税を活用し、環境教育指導者の育成や、バスのチャーターを含めた校外事業の実施に向けた支援など、児童・生徒に対する環境教育を入口とした環境配慮行動の普及促進を図ってきたところであり、頂いた御意見につきましては、今後の施策展開の参考とさせていただきます。
18	海洋プラスチックごみは個人の消費もさることながら、野外で使用されている農畜林漁業由来のプラスチックも多いので、生分解性プラスチックやその他自然由来の代替材料に転換していけるような助成も必要と考える。プラスチックを使わざるを得ない、地域の零細事業者に対する補助が、巡り巡って県の生産物に対する安心・安全の大きな宣伝になると考える。	新たな環境課題として海洋プラスチックごみへの対応が必要となっていることから、税活用事業の方向性を定めている「新みやぎグリーン戦略プラン」を見直し、海洋環境の保全に関する取組も新たに実施することとしており、頂いた御意見につきましては、今後の施策展開の参考とさせていただきます。
19	みやぎ環境税は他自治体とは違い広範囲な環境施策を実施しているが、他施策事業、類似の他税制で実施する施策との区分や線引きが曖昧になり、特別税の財源に依存していることはないのか。施策内容を絞り込んで進めていく方が内容もわかりやすくなり、成果や効果も判断しやすくなるのではないかと考える。	みやぎ環境税は、宮城の豊かな環境を適切に保全し、次の世代へ引き継いでいくことを目的とし、地球温暖化や森林の保全・機能強化といった喫緊の環境問題に対応する施策に充当する財源として導入したものです。 また、税活用事業については、毎年度、各部局に事業の照会を行い、個別の事業ごとに税充当の是非を精査し、より事業効果が見込める事業を厳選して、実施しているところです。 これらの取扱いについては税導入以降、一貫しており、延長された場合においても踏襲してまいります。
20	環境保全という課題に対する施策を講ずることについて必要性を疑う人は多くはないが、特別に環境税として超過課税するのであれば各施策について必要性、効果性、公益性、公平性等を精査の上、この税でなければならないと判断されるものを選択して実施していくべきと考える。	みやぎ環境税については、地球温暖化などの喫緊の環境課題へ早急に対応していくため、新たに実施又は拡充を図る施策に活用してきました。 この取扱いについては税導入以降、一貫しており、延長された場合においても踏襲してまいります。

No	御意見等の内容	県の考え方
21	スマートエネルギー住宅普及促進事業に関して、令和2年度の申請方法が、設置日によって1次から4次募集期間に分かれており、1次募集は抽選がなく、2次募集は抽選があったが、V2H設置を検討している現場の声としては、設置を検討している方に不公平感がある。例えば、V2Hの予算〇〇件 現在消化数〇〇件 残申請可能数〇〇件と明確に把握できるのが良いと考える。	みやぎ環境税を活用した事業である「スマートエネルギー住宅普及促進事業」において、令和元年度は募集期間の後半に予算額超過となったため、年度途中から抽選により交付対象者を決定いたしました。このため令和2年度は、募集時期ごとの申請総額が予算額を上回った場合、抽選により交付対象者を決定するという措置を実施してまいりました。頂いた御意見につきましては、今後の施策展開の参考とさせていただきます。
22	燃料電池自動車等導入促進事業補助金に関して、令和2年度の外部給電器の導入補助金はFCVの購入の個人・法人が対象だが、電気自動車も対象として、災害対策を強化して欲しい。災害の多発している現状では外部給電器の導入促進をすすめるべきであり、電気自動車所有の個人・法人すべての申請者に補助金を出してほしいと考える。	県事業である「スマートエネルギー住宅普及促進事業」において、住宅用外部給電機器の導入を支援しているほか、みやぎ環境交付金事業による市町村への支援など、これまでみやぎ環境税を活用し、電気自動車に関する各種取組を支援してまいりました。引き続き、電気自動車に関する事業も含めた、温室効果ガスの排出抑制対策に取り組んでまいります。
23	仙台市内中心部のEV急速充電器の設置数が少ないので、宮城県庁の駐車場に設置を希望する。	県事業である「スマートエネルギー住宅普及促進事業」において、住宅用外部給電機器の導入を支援しているほか、みやぎ環境交付金事業による市町村への支援など、これまでみやぎ環境税を活用し、電気自動車に関する各種取組を支援してきたところであり、頂いた御意見につきましては、今後の施策展開の参考とさせていただきます。
24	森林整備に関する国の補助事業は、3名以上の人数が必要となることや、多種に及ぶ大量の申請書類が必要なため、みやぎ環境税を活用し、個人(山主)単位の活動で受けることのできる補助事業を新設して欲しい。	これまでみやぎ環境税を活用し、地域における小規模な森林管理活動に対して支援してきたほか、みやぎ環境交付金事業において市民参加による緑地公園等の整備が進めてきたところであり、頂いた御意見につきましては、今後の施策展開の参考とさせていただきます。
25	間伐材について規格外木材等はチップの材料としても引き取ってもらえないため、焼却処分として持ち込まれる庭木の枝葉等の有効活用とあわせて、小規模な処理施設が必要になる。	これまでみやぎ環境税を活用し、未利用の木質バイオマスの利活用に対する支援を進めてきたところであり、頂いた御意見につきましては、今後の施策展開の参考とさせていただきます。
26	街中の公園緑化を推進し、身近に接する機会を増やすことで、木育を広めて欲しい。	これまでみやぎ環境税を活用した市町村支援事業であるみやぎ環境交付金事業において、市民参加による緑地公園等の整備を進めてきたところであり、頂いた御意見につきましては、今後の施策展開の参考とさせていただきます。

No	御意見等の内容	県の考え方
税制について		
27	「みやぎ環境税」と「森林環境税」の両税が令和6年から二重課税となることは避けるべき。	森林環境譲与税は、これまで国が講じてきた施策だけでは森林整備がなかなか進まない状況を踏まえて、自然的条件が悪く、採算ベースに乗らない森林を市町村が集約し、整備を促進するため、創設されたものです。一方、みやぎ環境税を活用した事業は、経営林を対象として、森林所有者等が自発的かつ継続的に森林整備を行う際に支援するものであり、それぞれの目的が異なるものです。延長に当たりましては、用途が重複するとの誤解を招かないよう、引き続き、森林環境譲与税とみやぎ環境税それぞれの趣旨を踏まえ、両税の役割分担を図ってまいります。
28	「森林環境譲与税」の財源は国の借金で賄っているが、令和6年度から「森林環境税」で返済することから、「みやぎ環境税」の令和7年度以降の対応はどのようにされるのか。	地球温暖化をはじめとする喫緊の環境課題の解決に向けて、ある程度継続した取組を行うために相応の期間が必要であることから、5年間の延長をお願いするものです。令和7年度以降の税の在り方については、税活用事業の効果やその時点での環境を取り巻く状況、社会情勢などを総合的に見極めながら、検討され、判断されるものと考えています。
29	個人の税率の根拠が不明確であることから、税率を1000円以下に抑えて(法人分も同様にある程度減ずる)、予算も絞り込み、全体の施策を仕分け・見直しして改めて実施していけばよいのではないのか。	みやぎ環境税の活用事業は年間16億円から17億円で推移してきましたが、地球温暖化や森林の保全・機能強化といった環境課題に引き続き対応していかなければならないほか、今後は気候変動の影響への適応など新たな環境課題に対応した施策を取り入れることも必要であることから、延長に当たりましては、これまでどおりの税額及び税率をお願いするものです。
30	所得の多寡に関わらず、宮城県民で県民税納税対象者は一律に負担させられるのは、税の公平性からいって納められない。	県民税の仕組みとして、個人の県民税には「均等割」と「所得割」があり、法人の県民税には「均等割」と「法人税割」があります。このうち「均等割」は様々な行政サービスの対価として、県民や法人の皆様から、広く公平に負担いただくものです。みやぎ環境税を活用した施策の便益は、県民や事業者の皆様が幅広く享受するものであることから、公平に負担していただくという考え方に基づいて、均等割に上乗せする形で負担をお願いするものです。また、みやぎ環境税の活用事業は年間16億円から17億円で推移してきましたが、地球温暖化や森林の保全・機能強化といった環境課題に引き続き対応していかなければならないほか、今後は気候変動の影響への適応など新たな環境課題に対応した施策を取り入れることも必要であることから、延長に当たりましては、これまでどおりの税額及び税率をお願いするものです。
31	市町村にそのままお金を配れば、市町村にとって必要なお金になったはずだ。10年間で合計160億円も集めながら、温室効果ガスの排出量が東日本大震災前を上回っていること、野生鳥獣被害が増加していることから、「みやぎ環境税」は、集めることも使うことも失敗だったと、今一度立ち止まり見直すべきだ。	みやぎ環境税の活用事業によって、県内の二酸化炭素排出量が、平成28年度から令和2年度までで、一般家庭約7万世帯の年間排出量に相当する約31万8千トンの削減が、さらに、税を導入した平成23年度からの累積では約66万トンの削減が見込まれるなど、着実にその成果が得られているものと考えています。しかしながら、本県の環境を取り巻く状況としては、依然として震災前を上回る温室効果ガス排出量や野生鳥獣による被害などの多くの課題が存在しているほか、気候変動の影響への適応や海洋環境の保全といった新たな課題にも対応していかなければならないことから、そのための財源としてみやぎ環境税の継続をお願いするものです。

No	御意見等の内容	県の考え方
32	<p>日本一税額が高いみやぎ環境税が、他県と大きく違うのは水源・森林環境整備だけでなく、電気や水素自動車購入補助や学校でのCO2削減事業などに幅広く使われているとしている。「環境」と言う名が付けば県議会・県民の納得が得られやすいと「みやぎ環境税」を名乗っているが、他県とは目的も趣旨も違う点について検証が必要だ。</p>	<p>みやぎ環境税は、宮城の豊かな環境を適切に保全し、次の世代へ引き継いでいくことを目的とし、地球温暖化や森林の保全・機能強化といった喫緊の環境問題に対応する施策に充当する財源として平成23年4月から導入したものです。他県で実施している森林整備等の二酸化炭素吸収源対策に加え、再生可能エネルギーの導入促進や省エネルギーの推進といった温室効果ガスの排出減対策等にも幅広く活用する点で、他県と異なっているものです。</p> <p>また、地球温暖化や森林の保全・機能強化といった環境課題に引き続き対応していかなければならないほか、今後は気候変動の影響への適応など新たな環境課題に対応した施策を取り入れることも必要であることから、延長に当たりましては、これまでどおりの税率及び税額をお願いするものです。</p>
33	<p>2024年度から「森林環境税」として個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収することが決まっている。宮城県も「みやぎ環境税」を名乗って徴収し続ければ、以後宮城県民だけ年間2,200円も取られることになる。このことを県は触れていない。</p>	<p>森林環境譲与税は、これまで国が講じてきた施策だけでは森林整備がなかなか進まない状況を踏まえて、自然的条件が悪く、採算ベースに乗らない森林を市町村が集約し、整備を促進するため、創設されたものです。一方、みやぎ環境税を活用した事業は、経営林を対象として、森林所有者等が自発的かつ継続的に森林整備を行う際に支援するものであり、それぞれの目的が異なるものです。延長に当たりましては、用途が重複するとの誤解を招かないよう、引き続き、森林環境譲与税とみやぎ環境税それぞれの趣旨を踏まえ、両税の役割分担を図ってまいります。</p> <p>また、両税の差異について、分かりやすい周知・広報に努めてまいります。</p>
34	<p>コロナ禍で、働く人たちも事業者も困難を目の前に突きつけられている状況では、従来どおりの課税をすることは許されない。</p>	<p>地球温暖化対策が新型コロナウイルス感染症の影響で置き去りになることがないように取組を進めるとともに、経済が回復していく段階には、今までどおりではなく、脱炭素化などに向けた新たな社会経済構造を目指すきっかけにする必要があります。</p> <p>新型コロナウイルスの影響がある中で税負担の継続をお願いすることは大変心苦しいところではありますが、地球温暖化対策をはじめとする喫緊の環境課題への対応に中断は許されず、そのための財源としてみやぎ環境税の継続をお願いするものです。</p>

No	御意見等の内容	県の考え方
その他		
35	水生植物による水質浄化機能は、それを汚水処理場の運営に換算すれば、CO2削減成果にもなる。視点3でのCO2削減量の算定は不透明で、過小評価でもあるのではないかと考える。	税活用事業の効果の検証に当たっては、再生可能エネルギー設備の導入や省エネルギーの推進によって削減された二酸化炭素排出量や、森林整備によって拡大した二酸化炭素吸収量から、温室効果ガスの削減量を事業効果として算出してきたところであり、頂いた御意見につきましては、今後の事業効果算出の参考とさせていただきます。
36	みやぎ環境税を用いた施策内容と森林環境譲与税などの類似税制との差異やみやぎ環境税による支出の適切性、他自治体との差異等について比較資料を用いた分かりやすく納得できる説明が必要ではないかと考える。	みやぎ環境税については、宮城の豊かな環境を守り次世代に引き継ぐことを目的として、個人及び法人県民税均等割の超過課税を財源に、県民・法人の皆様から広く納税いただいているところです。そのため、その用途については広く御理解いただくことが重要であると認識しており、平成23年度の税導入当初から周知・広報に取り組んでいるところです。具体的には、県ホームページにおいて全ての税活用事業を紹介しているほか、県政だよりにおいては毎年複数回、事業内容とその実績について紹介しています。さらに、新聞地方紙の紙面にも年1～2回、主な税活用事業の概要や税活用事業に取り組まれた方々の声などを掲載しており、各種イベントにおけるパネル展示やパンフレットの作成など、様々な媒体を通じてみやぎ環境税に関する周知・広報に努めているところであり、頂いた御意見につきましては、今後の周知・広報の参考とさせていただきます。 また、森林環境譲与税などの類似税制や他自治体との差異について、分かりやすい周知・広報に努めてまいります。
37	環境に関する県民、事業者の意識調査を実施しているが、環境税そのものに対する意識調査は実施していない。みやぎ環境税の今後の在り方の検討に際して実施しておくべき項目だと思ふ。	みやぎ環境税の今後の在り方については、県内7カ所で県民説明会を実施したほか、今回のパブリックコメントにより県民の皆様から広く御意見を募集したところであり、頂いた御意見につきましては、今後の施策展開の参考とさせていただきます。
38	県が県政だよりやホームページで広報しても、まったくといっていいほど「みやぎ環境税」は知られていない。まず15年間で1人当たり18,000円も徴収することを宮城県は公表すべきだ。	みやぎ環境税については、宮城の豊かな環境を守り次世代に引き継ぐことを目的として、個人及び法人県民税均等割の超過課税を財源に、県民・法人の皆様から広く納税いただいているところです。そのため、その用途については広く御理解いただくことが重要であると認識しており、平成23年度の税導入当初から周知・広報に取り組んでいるところです。具体的には、県ホームページにおいて全ての税活用事業を紹介しているほか、県政だよりにおいては毎年複数回、事業内容とその実績について紹介しています。さらに、新聞地方紙の紙面にも年1～2回、主な税活用事業の概要や税活用事業に取り組まれた方々の声などを掲載しており、各種イベントにおけるパネル展示やパンフレットの作成など、様々な媒体を通じてみやぎ環境税に関する周知・広報に努めているところであり、頂いた御意見につきましては、今後の周知・広報の参考とさせていただきます。

No	御意見等の内容	県の考え方
39	みやぎ環境税の施行に当たっては、県議会以外の第三者機関による検証が必要である。	<p>みやぎ環境税の活用事業については、行政評価の対象となる宮城の将来ビジョンの施策を構成する事業に位置付けており、第三者からなる行政評価委員会から、年度ごとに事業の必要性や有効性、効率性などに係る県の自己評価について、評価の妥当性を審議いただいているところです。</p> <p>また、例年、大学やNPO、事業者団体計118団体が参画している「ダメだっちゃ温暖化」宮城県民会議において、みやぎ環境税の活用事業の計画や実績等を説明しています。</p> <p>なお、活用事業については、これまでも県ホームページや県政だより等により広く周知に努めてきたところであり、引き続き、みやぎ環境税の導入の趣旨を踏まえた適切な活用と周知を図ってまいります。</p>
40	みやぎ環境税による事業効果が検証されていない。	<p>みやぎ環境税による事業効果の検証結果については、課税期間(第1課税期間:平成23年度～平成27年度,第2課税期間:平成28年度～令和2年度)ごとに取りまとめ、公表しています。</p>